

令和2年4月1日

小中学校施設利用者（団体）のみなさま

益田市教育委員会
（教育総務課）

小中学校の施設利用について（お願い）

学校施設利用について、当面の間以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、児童生徒の利用についても、「感染防止対策を十分に行う」ことや「対外試合等不特定多数の人が接触する恐れが高いことを避ける」など制限を設けていることから、当面、貸し出しを希望される団体にも同様の制限を設けることとします。

記

・貸し出し対象

地区のスポ少・サークル団体など、普段から学校と連絡が取れやすい団体に限る

・施設利用にあたっての条件

- ①健康状態不良者を絶対に参加させないこと
 - ②集団感染の3要件「換気が悪い」「近距離での会話・発声」「人が密集する」が同時に重ならないように対策を行う
 - ③「不特定多数の人が接触することを避ける」観点から、スポ少・サークル団体に所属している人のみでの活動とする（対外試合等を行わない）
 - ④利用団体等においては、感染が発生した場合、利用者が特定できるように施設利用時の利用者（参加者）を名簿提出できるように準備しておく
- ※ 名簿には、「氏名」「性別」「年齢」「連絡先」を記載されますようお願いいたします